

一 般 自 動 車 道 供 用 約 款 （湯河原パークウェイ）

（附 保安上の供用制限）

2 0 2 4 （令和6）年2月

伊 豆 箱 根 鉄 道 株 式 会 社

(約款の効力)

第 1 条 当社の経営にかかる次の一般自動車道（以下「自動車道」という。）の供用に関する契約は、特約のある場合を除きこの約款によるものとする。ただし、この約款に定めのない事項については法令の規定又は一般の習慣によるものとする。

湯河原パークウェイ

神奈川県足柄下郡湯河原町宮上字城ヶ尾 7 8 4 番地の 1 から
神奈川県足柄下郡湯河原町宮上字竹沢 8 0 0 番地まで

(供用期間等)

第 2 条 自動車道を使用できる期間（以下「供用期間」という。）は、4月1日から翌年3月31日までとし、自動車道を使用できる時間（以下「供用時間」という。）は、午前6時から午後10時までとする。ただし、天候その他状況により始業時ならびに終業時を繰上げ繰下げすることがある。

(使用料金)

第 3 条 自動車道の使用料金は供用の日において国土交通大臣の認可を受けている使用料金とする。

(使用券)

第 4 条 使用券の種類は次のとおりとする。

- (1) 普通使用券
- (2) 前売回数使用券
- (3) 障害者割引使用券

(使用料金の収受等)

第 5 条 自動車道を通行する自動車の運転者及びその同乗者（以下「使用者」という。）は、所定の料金徴収所において、使用料金を支払うとともに普通使用券等を受けとり、又は前売回数使用券を提示して手渡さなければならない。

(使用券の所持等)

第 6 条 使用者は前条の料金徴収所を通過してからその自動車道の使用を終えるまでの間、同条の使用券を所持し、当社の係員から請求があった場

合は、これを提示しなければならない。ただし、当社の係員が使用券を回収した場合はこの限りでない。

2. 当社は、使用者が前項の提示をしない場合は、自動車道に進入した後に使用券を紛失したことが明らかな場合を除き、使用区間に対する使用料金を収受する。

(自動車道の不正使用)

第 7 条 当社は、自動車道を不正に使用した者については、使用料金の他にその倍額に相当する金額を徴収することができる。

(使用料金の払戻し等)

第 8 条 当社は、天災その他やむを得ない理由により自動車道の供用ができなくなった場合は、普通使用券及び障害者割引使用券については収受した使用料金に相当する金額を払戻し、第 5 条の手続きを受けた前売回数使用券については、券面に表示された区間を使用することができる証票を交付する。

2. 前 1 項の規定は、自動車道の供用ができなくなったことにつき責任ある使用者に対しては適用しない。
3. 当社は、使用者が第 1 項以外の理由により、自動車道から退去を求められた場合は、使用料金の払戻しをしない。

(係員の指示)

第 9 条 使用者は、当社の係員が自動車道の安全の維持又は交通整理のためにする職務上の指示に従わなければならない。

(供用の拒絶)

第 10 条 当社は次の場合は自動車道の供用を拒絶する。

- (1) 自動車道の使用が法令又は保安上の供用制限の規定に違反する場合
- (2) 自動車道の使用が供用時間外となる場合
- (3) 自動車道の使用が他の自動車の運行に著しく支障を及ぼすおそれがある場合
- (4) 自動車道の使用が公の秩序又は善良の風俗に反する場合
- (5) 天災その他やむを得ない理由により自動車の通行に支障がある場合
- (6) 国又は地方自治体もしくはこれに準ずる団体又は当社が許可

する企業もしくは団体等の主宰する特別な各種催物の場として使用するため一時閉鎖する場合

2. 当社は、使用者が前条もしくは第13条の規定に違反した場合又は自動車道の使用が前項第1号から第4号までのいずれかに該当することとなった場合、もしくは前項第5号の事態が発生した場合は、使用者に自動車道からの退去を求めることができる。

(当社の責任)

- 第11条 当社は、自動車道の使用により使用者の生命身体又は財産に損害を与えた場合は、これを賠償する。
2. 前項の場合において、当社の責任は使用者が供用時間内において自動車道に進入したときに始まり、自動車道から退去したときに終わる。
 3. 第1項の規定は、次の各号のいずれかによる損害の場合は適用しない。
 - (1) 使用者の故意又は過失
 - (2) 当社の責任によらない自動車相互の接触又は衝突
 - (3) 盗難その他第三者による危害
 - (4) 天災地変その他の不可抗力

(使用者の責任)

- 第12条 自動車道又はこれに付属する設備を故意又は過失により毀損した使用者は、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(物品の販売等の禁止)

- 第13条 使用者は、当社の許可を得ずに自動車道において物品の販売又は頒布、宣伝その他これに類する行為をしてはならない。

以 上